

平成30年 第11回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月26日(月)午後1時30分から午後2時44分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (15人)

会長	16番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	川上美由紀
委員	3番	遠藤 宏
委員	4番	澁江修身
委員	5番	新井 勉
委員	6番	立川勝美
委員	7番	松本信行
委員	8番	島田俊行
委員	9番	立川久恵
委員	11番	谷 正雄
委員	12番	志賀喜一
委員	13番	相場重雄
委員	14番	島田一男
委員	15番	小堀和彦

4. 欠席委員 (1人)

委員	10番	本島光雄
----	-----	------

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号、報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議題第1号 農業競争力強化農地整備事業「馬門地区基盤整備関連経営体育成等促進計画」(案)について

議題第2号 農地法第3条第1項の規定による許可処分取消しについて

議題第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議題第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議題第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議題第6号 非農地証明願について

議題第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定に基づく出席要求による出席者

産業文化部農政課

農業振興係 主査 田中邦博

主査 五十畑剛

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 小野 勉

参事 向田一夫

農地調整係 係長 黒田和美

主査 飯塚康夫

主事 桑子豪敏

主事補 上野川拓朗

## 8. 会議の概要

事務局長

ただいまから、平成30年第11回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名

でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号10番 本島光雄委員の1名でございます。以上でございます。

議 長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日は、農地利用最適化推進委員14名の方に、傍聴していただいております。

ただいまから、平成30年第11回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号3番 遠藤 宏委員、議席番号14番 島田一男委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、上野川拓朗主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成30年11月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成30年11月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

まず、議案第1号 「農業競争力強化農地整備事業「馬門地区基盤整備関連経営体育成等促進計画」(案)」について、議題といたします。

議題に入る前にご報告申し上げます。本議案の説明員として、佐野市産業文化部農政課農業振興係 田中邦博主査、五十畑剛主査が出席しておりますので、ご紹介いたします。

(田中主査、五十畑主査あいさつ)

事務局及び農政課をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農業競争力強化農地整備事業「馬門地区基盤整備関連経営体育成等促進計画」(案)について、農業競争力強化農地整備事業「馬門地区基盤整備関連経営体育成等促進計画」(案)における農用地流動化計画及び経営体育成計画等の実現性について意見を求めます。

平成30年11月26日提出 佐野市農業委員会会長。

農政課

お配りしました位置図、平面図をもちまして、事業の概略と経緯を説明

します。

まず位置図をご覧ください。馬門地区49haについて、昭和11年から17年に耕地整理事業として整備された地域になります。この地域の農地は10aから20aなのが現状でして、水利施設の老朽化から維持管理に多大な労力をかけています。また道路が狭く大型機械による土地利用型農業にも支障が生じています。さらには担い手の高齢化と減少に伴って、このままでは地域農業の維持が危惧される状態となっています。

平成26年度から農業競争力強化農地整備事業、実施する内容としては農地整備事業を県営事業として導入が決定されて取り組みが始まりました。平成26年度の導入から今年度につきまして、4年かけて地元の佐野市土地改良区馬門地区委員会、馬門の推進部会等で議論を重ねまして今年やっと事業化の目途が立ちまして、今年度事業採択ということで、申請書等で来年度から着手する見込みが立ちました。

事業の概要は来年度から6年かけて実施します。内容としましては、現況平面図、計画平面図をご覧ください。

現況では1枚の田の広さが10aから20aで整備されております。しかし計画では、農地整備により田の広さが現在から比較しますと5倍以上となりまして、50aから広いところで100aと大区画の農地になることを予定しています。道路と水路も広くなりまして、幅員5mほどの道路になりまして、水路については用水路と排水路が完全分離する予定となっています。

今年が事業採択と言うことで申請書を提出する予定ですが、申請書の添付書類として、促進計画書と言う書類を添付する予定です。この促進計画書の内容について、意見を求めるのが今回の議案となっております。

計画の内容についてご説明いたします。

計画名が基盤整備関連経営体育成等促進計画となっておりまして、40頁に渡る計画書となっています。こちらは今年6月末現在のデータで作成しています。昨年から1年かけて県と市で調整を図りまして、地区委員会、部会等の回議を得まして、関東農政局の指導を仰ぎながら内容を詰めています。

計画の総括表をご覧ください。地区名は馬門地区、地区面積は工事後に48.9haとなります。工事前は51.42haとなっていますが工事に伴い約5%の減歩がかかる予定です。

農業構造の再編目標として、1. 圃場条件 小区画である水田を区画整理により整地し、大区画高生産性圃場を設けると共に汎用化を図る。2. 営農方向 水稲単作といった水田農業から、麦、野菜等の転作作物を導入した水田の高度利用化を図る。3. 作業体系 普通作、小型機械から大型機械体系へ移行を図る。4. 担い手等 個人の担い手へ農地集約を図る。

以上の目標に向けて、計画を作成しています。

農地の流動化計画及び経営体育成計画並びに圃場整備計画 現況の農用地面積は51.42haとなっていて、平成36年度の完了時の面積と、平成40年度の目標は48.9haとなります。担い手9名による利用集積面積として、現況が30.22ha、36年度の完了時に36.28ha、目標は39.63haとなります。担い手9名のシェアは81%を目指しています。

現況と目標の比較は次頁のとおりです。経営面積は現況51.42haが48.9haとなりまして、作目も目標ではアスパラガスやネギといった品目も計画しています。生産基盤の状況は先ほどの説明のとおり、昭和17年耕作整理事業を行っています。その時代の圃場、農道、用排水路の規格となっています。こちらを現在の規格に合わせる形で農地整備を進めます。

馬門地区の採択年度は31年度、完了予定は36年度となっております。受益面積は48.9ha、総事業費は6億3,800万円となっております。

馬門町の農地の流動化計画の一覧表をご覧ください。現況は51.42ha、来年は工事は開始せず、換地の原案を作り、図面を作成します。平成32年度から3年かけ、段階的に工事を行いまして、平成35年度に工事は完了しまして本換地の作業に移ります。現況として担い手への利用集積面積、現在は30.22haとなっています。こちらを事業完了時に36.28ha、74.1%まで上げまして、10年後の最終的な目標値は39.63ha、81%となっています。こちらは地区委員会、地区部会で決めた物になります。

経営体育成計画の一覧表をご覧ください。認定農業者の認定計画の一覧表となっています。現況として佐野市内の認定農業者は204名、馬門地区では9名です。こちらの9名に耕作をお願いする形で計画を作成しました。よって現況、事業完了時共に9名です。以上です。

議長

事務局及び農政課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番  
島田一男委員

はい、本来は今年度から事業を行う流れでしたが、どうしても賛意を得られない人もいたので遅れたとのことですが、最終的には同意があったようで、本当に良かったと感じております。

まず馬門地区で実施して頂いて、多くの市民、農家に見てもらって道路や農地が素晴らしく変わったことを見てもらえれば別の地域での魅力的な導入に繋がるのではないかと思います。

今回の計画が順調に進み、早く完了することを願っています。

議 長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、「農業競争力強化農地整備事業「馬門地区の基盤整備関連経営体育成等促進計画」(案)」における農用地流動化計画及び経営体育成計画等の実現性について妥当と判断することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって議案第1号「農業競争力強化農地整備事業「馬門地区基盤整備関連経営体育成等促進計画」(案)」における農用地流動化計画及び経営体育成計画等の実現性について、妥当と判断することに決定をいたしました。

続いて、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消しについて」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消しについて、次のとおり許可処分の取消し願いがありましたので、意見を求めます。

平成30年11月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

事務局の説明が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号について、申請のとおり許可処分を取消すことに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号は、申請のとおり許可処分を取消すことに決定いたしました。

続いて議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成30年11月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条518番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.1km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、コンバイン2台、田植機1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は330日です。検討事項7項目につきましても、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達します。7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましても、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条519番 契約内容は、売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.4km、所要時間は3分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、耕耘機1台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は160日です。検討事項7項目につきましても、5番につきまして、許可後の耕作面積が、下限面積に達します。7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましても、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第3号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして、議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成30年11月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

4条110番について報告します。

本申請は、農家住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「市道幅員6m」、西は「田」、南は「宅地」、北は「県道幅員13m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「農家住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成30年11月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

5条612番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「雑種地」、西は「市道幅員10m」、南は「宅地」、北は「雑種地」です。排水計画は、「公共下水道へ接続、雨水は、敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当すると思われれます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしてい

るものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条6 1 3番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員6m」、西は「畑」、南は「畑」、北は「認定外道路幅員3m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流。雨水は、敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条6 1 4番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員4m」、西は「畑」、南は「畑、宅地」、北は「宅地」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、浸透施設へ接続。雨水は、敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条6 1 5番について報告します。

本申請は、駐車場として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「宅地」、

南は「認定外道路幅員 1 m」、北は「市道幅員 1 2 m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第 2 種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第 5 条第 2 項第 2 号「代替地がない場合」に該当すると思われます。一般基準は、2 番から 1 1 番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより、議案第 5 号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第 5 号については、転用に係る面積が 3 0 a 以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第 5 号は、転用に係る面積が 3 0 a 以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 6 号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第 6 号の説明をさせます。

事務局

議案第 6 号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第 6 号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現

地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第6号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地405番について報告いたします。

願出地の状況は、雑種地となっております。願出地の周囲には農地が無い  
ため、営農に支障はないと思われま  
す。願出地は農用地以外であり、20  
年以上前に農地転用の許可を受けて  
います。また、非農地であることを  
証明する資料として、平成26年撮  
影の空中写真撮影記録証明書が添  
付されています。

願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難である  
と思われま  
す。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま  
す。

非農地406番について報告いたします。

願出地の状況は、雑種地、法面及び調整池として利用されております。  
願出地の周囲には農地が無い  
ため、営農に支障はないと思われま  
す。願出地は農用地以外であり、20  
年以上前に農地転用の許可を受けて  
います。また、非農地であることを  
証明する資料として、平成26年撮  
影の空中写真撮影記録証明書が添  
付されています。

願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難である  
と思われま  
す。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま  
す。

非農地407番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地、雑種地及び調整池となっております。願出地の  
うち、1筆の西と南は、畑ですが、  
営農に支障はないと思われま  
す。願出地は農用地以外であり、20  
年以上前から非農地であることを  
証明する資料として、平成6年撮  
影の空中写真撮影記録証明書が添  
付されていま  
す。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地の復元は困難で  
あると思われま  
す。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま  
す。以上です。

議 長

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第6号につい  
て質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第7号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成30年11月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第7号利用権設定関係の2番、30番から32番、40番について議席番号11番 谷 正雄委員が、41番、42番、45番について、議席番号5番 新井 勉委員が、議事参与の制限に該当します。議案を分割して審議させていただきます。ご了承願います。

議案第7号 利用権設定関係の2番、30番から32番、40番について審議します。谷 正雄委員の退室をお願いします。

(谷 正雄委員 退室14:39)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第7号 利用権設定関係の2番、30番から32番、40番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第7号 利用権設定関係の2番、30番から32番、40番は、計画のとおり承認することに決定いたしました。谷 正雄委員の入室をお願いします。

(谷 正雄委員 入室14:40)

続きまして、議案第7号 利用権設定関係の41番、42番、45番について審議します。新井 勉委員の退室をお願いします。

(新井 勉委員 退室14:41)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第7号利用権設定関係の41番、42番、45番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第7号利用権設定関係の41番、42番、45番は、計画のとおり承認することに決定いたしました。新井 勉委員の入室をお願いします。

(新井 勉委員 入室14:42)

続きまして、議案第7号の利用権設定関係の2番、30番から32番、40番から42番、45番以外の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第7号 利用権設定関係の2番、30番から32番、40番から42番、45番の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第7号利用権設定関係の2番、30番から32番、40番から42番、45番以外の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成30年第11回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時44分閉会